

## 固定資産税の支払いがある事業者の方に朗報です!!

固定資産税が  
オトクに!?

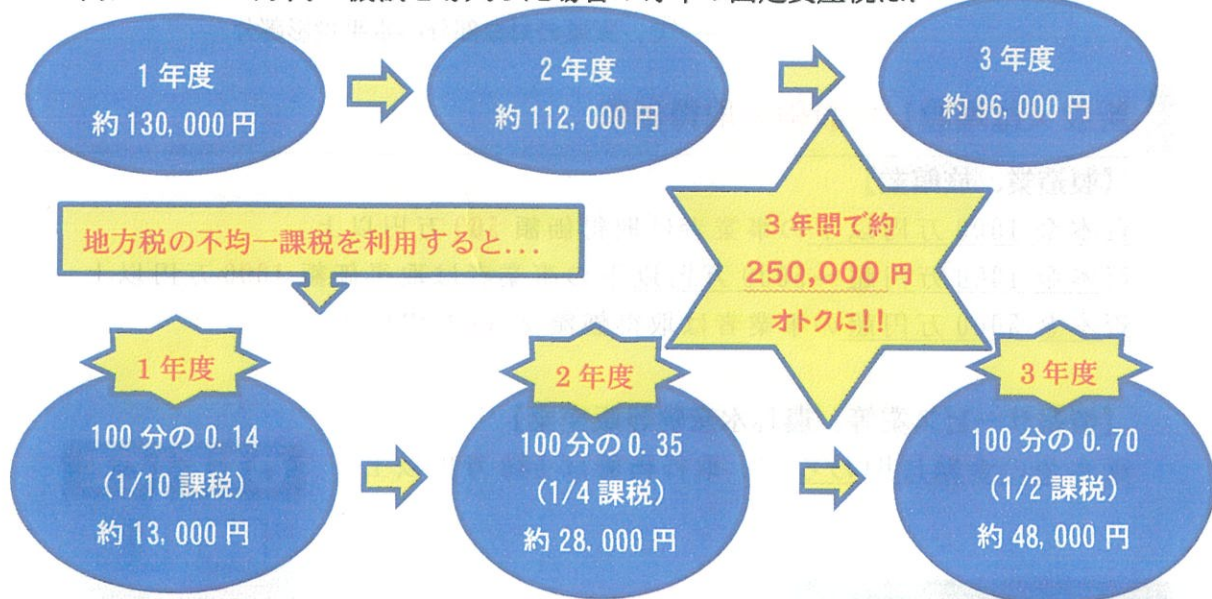
### ・地方税の不均一課税

事業者が事業用の施設または設備を新增設した場合、固定資産税の不均一課税の適用が受けられます。適用期間は固定資産税を課す

こととなった年度以降3年間です。



※例えば 1000 万円の機械を導入した場合の毎年の固定資産税は、



地方税の不均一課税を利用すると...

### ◇工業用機械等の特別償却(国税・県税)

～国税の場合～

事業者が製造業等の事業に係る機械、建物等を新增設、改修した場合、取得価額の一定割合の相当額を5年間割増して減価償却できます。

～県税の場合～

事業税、不動産取得税が不均一課税の対象となります。

半島振興法とは

半島地域での広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別な措置を講ずることにより、半島地域の自立的発展、市域住民の生活向上及び半島地域における定住の促進を図り、国土の発展に資することを目的としています。

対象となる事業や固定資産等の内容は裏面をご確認ください。

## 対象事業

- ・ 製造業
- ・ 情報サービス業等
- ・ 農林水産物等販売業
- ・ 旅館業

## 対象となる固定資産

### 【家屋】

対象事業に直接使用されている新設または増設した建物

### 【償却資産】

対象事業に直接使用されている新規導入機械及び装置

### 【土地】

取得後一年以内に対象家屋の建築に着手した敷地で、家屋の対象部分の水平投影部分

## 新設又は増設した設備の取得価額

### 【製造業、旅館業】

資本金 1000 万円以下の事業者は取得価額 **500** 万円以上

資本金 1000 万円超～5000 万円以下の事業者は取得価額 **1000** 万円以上

資本金 5000 万円超の事業者は取得価額 **2000** 万円以上

### 【情報サービス業等、農林水産物等販売業】

資本金の金額に関わらず、取得価額は **500** 万円以上

### 申請に必要な手続きは？

地方税の不均一課税についての各申請窓口や提出書類については同封のリーフレットにてご確認ください。

また国税の優遇措置を希望される方は、税務申告前に「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書」を日出町ホームページよりダウンロードし商工観光課までご提出ください。



ご不明な点は下記へお問い合わせください

日出町商工観光課 0977-73-3158